

令和 7 年度茨城県安全なまちづくり県民運動実施要綱

－防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ－

1 県民運動の趣旨

県民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、地域ぐるみ、職場ぐるみの自主的な防犯活動を広く県民運動として推進し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めることにより、安全・安心を実感できる地域社会の実現を図ることを目的に実施する。

2 推進期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

3 県民運動の期間（実施日）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ・ 春の地域安全運動 | 4 月 25 日(金)から 5 月 9 日(金) |
| ・ ロックの日 | 6 月 9 日(月) |
| ・ 夏の犯罪抑止活動 | 7 月 18 日(金)から 8 月 16 日(土) |
| ・ 全国地域安全運動 | 10 月 11 日(土)から 10 月 20 日(月) |
| ・ 犯罪被害者週間 | 11 月 25 日(火)から 12 月 1 日(月) |
| ・ 年末における犯罪抑止活動 | 12 月 17 日(水)から 12 月 31 日(水) |

4 主唱

茨城県安全なまちづくり推進会議

5 年間取組重点

（各運動における取組重点については、各運動期間の前にお知らせします）

- (1) 子供、女性、高齢者及び障害者の安全確保
- (2) ながら見守り活動の推進、防犯ボランティア団体の拡充と活動の促進
- (3) ニセ電話詐欺、悪質商法の被害防止
- (4) 住宅侵入窃盗、自動車盗、自転車盗の被害防止
- (5) 暴力団排除活動の推進
- (6) 犯罪被害者等への支援に対する理解と協力、二次的被害の防止

※「ながら見守り活動」とは

日常生活や日常業務中に、不審な人物や車両がないかなど、ちょっと気にして見ることで、子どもや地域の安全を守ろうとする活動です。

6 運動の進め方

茨城県安全なまちづくり推進会議構成機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民運動の趣旨を浸透させるとともに、地域の実情に応じた取組を自主的かつ積極的に展開する。

《運動推進例》

機関・団体等	実施事項
共通事項	・ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。 ・ 所属会員等への周知・情報伝達を行う。
地域	・ 各種連絡網や地域回覧板等を活用し、防犯情報を周知・共有する。 ・ ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩など日常生活の中で「ながら見守り活動」を推進する。 ・ 自治体、ボランティア団体との連携を強化する。 ・ 防犯カメラなど防犯設備の充実を図る。
事業所	・ 犯罪から顧客や従業員を守るための防犯対策を推進する。 ・ 従業員やその家族への防犯意識の浸透を図る。 ・ 日常の事業活動の中で、ながら見守り活動を実施する。 ・ 侵入窃盗を防止するため、防犯性能の高い器具等の使用や、防犯カメラ等の設置など防犯対策の充実を図る。 ・ 自動車窃盗を防止するため、警報器やハンドルロック、駐車場所門扉の施錠や防犯カメラの設置など複数の防犯対策を講じる。
学校	・ 児童の危険予知・回避能力の育成、防犯指導を行う。 ・ 職員や保護者に対し、防犯に関する情報を周知する。 ・ 不審者の侵入などの事態に備えた対応能力の向上を図る。 ・ 防犯カメラなど防犯設備の充実を図る。
家庭	・ 地域の危険箇所や緊急避難場所（こどもを守る 110 番の家など）の把握、防犯対策について、家庭で話し合いをする。 ・ ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩など日常生活の中で「ながら見守り活動」を実施する。 ・ 子供・孫世代からの注意喚起により、ニセ電話詐欺に対する高齢者の防犯意識を高める。 ・ 住宅侵入窃盗を防止するため、防犯性能の高い器具等の使用や、防犯カメラ等の設置など防犯対策の充実を図る。 ・ 自動車窃盗を防止するため、警報器やハンドルロック、駐車場所門扉の施錠や防犯カメラの設置など複数の防犯対策を講じる。 ・ 自転車窃盗を防止するため、確実な鍵かけを実施する。
自治体	・ 防犯に関する情報を収集し、広報啓発活動を推進する。 ・ ボランティア団体や地域住民との連携を図る。 ・ 「ながら見守り活動」を実施する。 ・ 防犯カメラなど防犯設備の充実、防犯に配慮したまちづくりを推進する。